

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

2025年2月28日

ヤマハ発動機株式会社

2025年2月28日

静岡県磐田市新貝2500
ヤマハ発動機株式会社
代表取締役 渡部 克明

吸收合併に係る事後開示書面

当社は、2024年8月8日付でヤマハモーターエレクトロニクス株式会社との間で締結した吸收合併契約（以下、「本合併」という。）に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社を吸收合併消滅会社とする吸收合併を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりであります。

記

1. 吸收合併が効力を生じた日

2025年1月1日

2. 吸收合併消滅会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

(1) 吸收合併をやめることの請求

該当する請求はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

該当する請求はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸收合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年9月27日付の官報において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

該当する請求はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

該当する請求はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第2項及び第3項の規定に基づき、2024 年9月 27 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を述べた債権者はませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

本合併による当社の変更登記申請及び吸収合併消滅会社の解散登記申請は、令和7年1月6日に実施しました。

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書面

(吸收合併存続会社:会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)
(吸收合併消滅会社:会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

2025年2月28日

ヤマハ発動機株式会社

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社

2025年2月28日

静岡県磐田市新貝 2500
ヤマハ発動機株式会社
代表取締役 渡部 克明

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社
静岡県周智郡森町森 1450 番地の6
代表取締役 松本 和幸

吸收合併に係る事前開示書面

ヤマハ発動機株式会社(以下、「吸收合併存続会社」という。)及びヤマハモーターエレクトロニクス株式会社(以下、「吸收合併消滅会社」という。)は、それぞれの取締役会決議を経て、2025年1月1日を効力発生日とする吸收合併契約(以下、「本合併」という。)を2024年8月8日付で締結いたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりであります。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交換は行いません。

3. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸收合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(a) 株式分割

2023年11月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月1日付で株式分割を行いました。

(i) 分割の方法

2023年12月31日(日曜日)(実質的には2023年12月29日(金曜日))を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式1株につき、3株の割合をもって分割しました。

(ii) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	350,217,467 株
今回の分割により増加する株式数	700,434,934 株
株式分割後の発行済株式総数	1,050,652,401 株
株式分割後の発行可能株式総数	2,700,000,000 株

(iii) 分割の日程

基準日公告日 2023年12月15日(金曜日)

基準日 2023年12月31日(日曜日)

効力発生日 2024年1月1日(月曜日)

(iv) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり純資産額 1,133円06銭

1株当たり当期純利益 163円57銭

※2024年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しています。

(v) その他

- ・今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。
- ・今回の株式分割は、2024年1月1日(月曜日)を効力発生日としていますので、2023年12月31日(日曜日)を基準日とする2023年12月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施します。

(b) 自己株式の取得

2024年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、取得しています。

(i) 自己株式の取得を行う理由

株主還元と資本効率の向上を図ることを目的としています。

(ii) 取得に係る事項の内容

(イ) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(ロ) 取得しうる株式の総数 1,900万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式除く)に対する割合 1.9%)

(ハ) 株式の取得価額の総額 200億円(上限)

(二) 取得期間 2024年2月15日～2024年7月31日

(ホ) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(c) 取得による企業結合

2023年12月26日開催の取締役会において、ドイツ Torqeedo GmbH(以下「Torqeedo 社」という。)の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年1月12日付で Torqeedo 社の全株式を保有するドイツ DEUTZ AG と株式譲渡契約を締結、2024年4月3日付で全株式を取得しました。

(i) 企業結合の概要

(イ) 被取得企業の概要

被取得企業の名称: Torqeedo GmbH

事業の内容: 電動の船外機、船内機、POD ドライブ、ハイブリッドシステム、バッテリー、アクセサリーの製造・販売

(ロ) 取得日

2024年4月3日

(ハ) 被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とする株式の取得

(二) 取得した議決権付資本持分の割合
100%

(ii) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価:現金 12,643 百万円 (EUR 77.4 百万)

取得原価: 12,643 百万円

(iii) 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等 309 百万円

(2) 吸収合併消滅会社

- ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりであります。
- ② 最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸收合併契約書

ヤマハ発動機株式会社（以下、「甲」という。）とヤマハモーターエレクトロニクス株式会社（以下、「乙」という。）は、吸收合併に関して次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲（商号：ヤマハ発動機株式会社 住所：静岡県磐田市新貝2500番地）を吸收合併後存続する会社、乙（商号：ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社 住所：静岡県周智郡森町森1450番地の6）を吸收合併により消滅する会社として吸收合併（以下、「本吸收合併」という。）をする。

第2条（合併対価の交付および割当て）

甲は乙の全株式を有しており、本吸收合併では一切の対価を交付しない。

第3条（甲の資本金および資本準備金）

本吸收合併により、甲の資本金および資本準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本吸收合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2025年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（株主総会の承認等）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 吸收合併の手続進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ前2項を変更することができる。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員との雇用契約、資産および負債、その他一切の乙の権利義務を承継する。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもつてそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを実行する。

第8条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日の前日までにおいて、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ、合併条件その他の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めるものの他、吸收合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを決定する。



本契約の成立を証するため、本契約書を1通作成し、甲乙記名捺印のうえ甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2025年8月8日

右字削除
左字加入



甲

静岡県磐田市新貝 2500番地
ヤマハ発動機株式会社
代表取締役 日高 祥博



乙



静岡県周智郡森町森 1450番地の6
ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社
代表取締役 松本 和幸



第51期
事業報告

〔
自 2023年1月1日
至 2023年12月31日
〕

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社

会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

2023年の世界経済は、コロナ禍からの脱却により経済正常化が進む一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化、世界的な金融引き締めによる景気減速の懸念など、先行きの不透明な状況が続きました。

このような環境の中で当社は、PAS減産の影響を大きく受け、売上高351億円(対前期比40億円・10.3%減少)となりました。

PAS事業につきましては、価格改定や円安による為替の影響がプラスに働きましたが、欧州向けの市場在庫過多の影響を受け生産調整を実施したことで、前年に比べ33億円の売上高減少となりました。

電装事業につきましては、海外向け二輪車の部品販売の増加や為替の影響がプラスに働いたことなどにより売上が増加しましたが、国内向け部品販売の減少などにより、前年に比べ6億円の売上高減少となりました。

営業利益につきましては、超過勤務手当や外部直接人員の減少により人件費が減少しましたが、開発費用の増加などにより、営業利益8億円(対前期比4億円・32.7%減少)となりました。

経常利益につきましては、子会社配当収入の増加や為替影響が追い風となり、経常利益25億円(対前期比5億円・26.9%増加)となりました。

(単位:百万円)

事業	売上高	前期比増減	構成比率
電装事業	11,074	△ 651	31.5%
PAS事業	24,034	△ 3,375	68.5%
合計	35,109	△ 4,026	100.0%

(百万円未満切捨表示)

(2) 対処すべき課題

2023年は、PAS減産影響の対応に注力する年となりました。この経験により当社は、変動対応力を強化するため、調達・物流・生産・荷姿の改善を継続して行うとともに、人員・経費・在庫について、受注変動に対応できる変動追従可能な体制を構築してまいります。

また、2025年に予定している会社統合の準備は、YEJPとYMCでタスクチームを結成し、会社統合方針を取りまとめ、滞りなく会社合併を実現させる活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

	第50期 (2022年1月～ 2022年12月)	第51期 (2023年1月～ 2023年12月)
売上高 (百万円)	39,135	35,109
営業利益 (百万円)	1,243	837
経常利益 (百万円)	2,015	2,556
当期純利益 (百万円)	1,491	1,850
1株当たり当期純利益 (円)	5,113	6,344
総資産 (百万円)	23,724	22,569
純資産 (百万円)	12,171	13,896

(百万円未満切捨表示)

以上のとおりであります。

2024年1月31日
代表取締役社長
松本 和幸

第51期
事業報告に係る附属明細書

〔 自 2023年1月1日
至 2023年12月31日 〕

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社

その他事業報告の内容を補足する重要な事項
記載すべき重要な事項等はありません。

以上とのおりであります。

2024年1月31日
代表取締役社長
松本 和幸

第51期

計算書類

〔 自 2023年1月1日
至 2023年12月31日 〕

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社

貸借対照表
(2023年12月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流动資産		流动負債	
現金及び預金	449,151,400	支払手形	12,560,000
売掛金	3,498,672,601	電子記録債務	386,060,000
商品及び製品	94,502,976	買掛金	5,930,116,086
原材料	181,454,599	未払金	1,430,652,125
仕掛品	6,602,003,221	未払法人税等	27,765,938
貯蔵品	233,458,883	未払費用	153,768,511
短期貸付金	680,354,190	預り金	124,330,491
未収入金	795,709,497	賞与引当金	276,499,194
未取消費税	62,730,333	製品保証引当金	32,773,962
その他	304,480,755	その他	299,124,202
流动資産合計	12,902,518,455	流动負債合計	8,673,650,509
固定資産		固定負債	
有形固定資産		固定負債合計	0
建物	1,508,461,607	負債合計	8,673,650,509
構築物	262,826,521		
機械及び装置	3,033,064,881		
車両運搬具	6,947,304		
工具、器具及び備品	273,959,425		
土地	681,483,744		
建設仮勘定	601,144,984		
有形固定資産合計	6,367,888,466		
無形固定資産			
借地権	41,019,200		
電話加入権	4,078,594		
施設利用権	3,701,671		
ソフトウェア	3,798,835		
無形固定資産合計	52,598,300		
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	1,596,200	利益準備金	68,145,000
関係会社株式	2,315,441,062	その他利益剰余金	
関係会社出資金	399,960,000	圧縮記帳積立金	42,107,741
出資金	50,000	繰越利益剰余金	11,833,003,287
差入保証金	7,139,000	利益剰余金合計	11,943,256,028
前払年金費用	255,165,324	株主資本合計	13,896,317,611
繰延税金資産	267,611,313	純資産合計	13,896,317,611
投資その他の資産合計	3,246,962,899		
固定資産合計	9,667,449,665		
資産合計	22,569,968,120	負債・純資産合計	22,569,968,120

損益計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:円)

売上高		35,109,360,801
売上原価		32,716,313,807
売上総利益		2,393,046,994
販売費及び一般管理費		1,555,998,785
営業利益		837,048,209
営業外収益		
受取配当金	1,740,114,292	
その他	33,785,540	1,773,899,832
営業外費用		
支払利息	6,133,608	
為替差損	47,748,347	
その他	251,159	54,133,114
経常利益		2,556,814,927
特別利益		
固定資産売却益	2,999,995	2,999,995
特別損失		
固定資産廃却損	29,038,503	
棚卸資産廃棄損	119,109,105	
関係会社株式評価損	286,725,559	434,873,167
税引前当期純利益		2,124,941,755
法人税、住民税及び事業税	396,146,112	
法人税等調整額	△ 121,897,572	274,248,540
当期純利益		1,850,693,215

株主資本等変動計算書
(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:円)

	株主資本								株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計			
当期首残高	272,580,000	1,680,481,583	1,680,481,583	68,145,000	44,414,837	10,105,442,576	10,218,002,413	12,171,063,996		
事業年度中の変動額										
剩余金の配当						△ 125,439,600	△ 125,439,600	△ 125,439,600		
当期純利益						1,850,693,215	1,850,693,215	1,850,693,215		
圧縮記帳積立金の取崩					△ 2,307,096	2,307,096	0	0		
事業年度中の変動額合計					△ 2,307,096	1,727,560,711	1,725,253,615	1,725,253,615		
当期末残高	272,580,000	1,680,481,583	1,680,481,583	68,145,000	42,107,741	11,833,003,287	11,943,256,028	13,896,317,611		

	純資産 合計
当期首残高	12,171,063,996
事業年度中の変動額	
剩余金の配当	△ 125,439,600
当期純利益	1,850,693,215
圧縮記帳積立金の取崩	0
事業年度中の変動額合計	1,725,253,615
当期末残高	13,896,317,611

本計算書類は、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されています。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
②その他有価証券
時価のあるもの …… 期末日の市場価格に基づく時価法によっています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっています。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
①原材料及び貯蔵品の評価は、最終仕入原価法によっています。
②商品及び製品・仕掛品の評価は、総平均法による原価法によっています。
なお、収益性が低下した棚卸資産については帳簿価額を切り下げています。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産の減価償却方法
定額法を採用しています。
(2) 無形固定資産の減価償却方法
定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 賞与引当金
従業員及び使用人兼務取締役に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- (3) 製品保証引当金
発生額を個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については当期売上高に経験率を乗じて計算した額を計上しています。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
(イ)退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主にヤマハ発動機株式会社が製造販売する自動二輪車及び電動アシスト自転車の電子部品の製造及び販売を行っています。製品の販売については製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品を引き渡した時点で収益を認識しています。
また、当社の知的財産に関するライセンスを含む製品を販売することによりロイヤリティ収入が生じています。ロイヤリティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該製品が販売された時点で収益を認識しています。
なお、製品の販売における顧客との契約には、製品が合意された仕様に従っていない等の場合に、無償で修理または交換を行うことを保証する条項が含まれており、この保証にかかる費用に対して、製品保証引当金を認識しています。当該引当金については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3.引当金の計上基準(3)製品保証引当金」に記載しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

当社は、グループ通算制度を適用しています。

(追加情報)

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)
当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っています。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 291,720株

2. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月16日 定時株主総会	普通	125,439,600	430	2022年12月31日	2023年3月31日

3. 当事業年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 定時株主総会	普通	利益剰余金	1,030,355,040	3,532	2023年12月31日	2024年3月29日

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

以上のとおりであります。

2024年1月31日
代表取締役社長
松本 和幸

第51期
計算書類に係る附属明細書

〔 自 2023年1月1日
至 2023年12月31日 〕

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資產	建物	1,402,747,437	222,073,748	2,019,920	114,339,658	1,508,461,607	1,783,855,545	3,292,317,152
	構築物	280,736,155	2,100,012	13	20,009,633	262,826,521	203,717,214	466,543,735
	機械及び装置	2,206,363,794	1,323,208,054	64,718,106	431,788,861	3,033,064,881	3,325,831,079	6,358,895,960
	車両運搬具	9,117,350	956,699	125,669	3,001,076	6,947,304	12,958,770	19,906,074
	工具、器具及び備品	350,033,905	102,541,320	3,906,247	174,709,553	273,959,425	2,539,536,822	2,813,496,247
	土地	681,483,744	0	0		681,483,744		681,483,744
	建設仮勘定	293,192,473	1,921,532,708	1,613,580,197		601,144,984		601,144,984
無形 固定 資產	計	5,223,674,858	3,572,412,541	1,684,350,152	743,848,781	6,367,888,466	7,865,899,430	14,233,787,896
	借地権	41,019,200	0	0	0	41,019,200		
	電話加入権	4,078,594	0	0	0	4,078,594		
	施設利用権	3,792,140	0	0	90,469	3,701,671		
	ソフトウェア	0	4,118,000	0	319,165	3,798,835		
	計	48,889,934	4,118,000	0	409,634	52,598,300		

2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	279,672,165	276,499,194	279,672,165	0	276,499,194
製品保証引当金	44,036,092	10,110,000	13,986,108	7,386,022	32,773,962

(注) 製品保証引当金のその他の減少額は、「PASメインスイッチ水入り問題」の取崩額です。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

科目	金額
旅費交通費	26,589,741
修繕費	88,268,749
照明暖房費	3,272,013
交際費	313,567
図書費	781,759
雑費	173,667,050
銀行諸掛	6,329,606
広告宣伝費	12,130,423
クレーム費	23,337,000
運送費	64,501,943
荷造費	62,224,798
保管料	4,522,569
消耗工具器具備品費	10,002,193
事務用消耗品費	5,084,305
研究材料費	3,675,825
役員報酬	16,783,000
給与・賃金	344,589,888
従業員賞与手当	240,566,477
超過勤務手当	15,796,886
法定福利費	121,139,368
福利厚生費	27,726,456
福利施設負担額	10,420,344
退職給付費用	31,946,516
外部人件費	24,495,100
地代家賃	16,612,322
保険料	11,672,720
減価償却費	116,185,712
租税課金	72,986,285
通信費	8,706,760
リース・レンタル料	1,559,410
製品保証引当金繰入額	10,110,000
計	1,555,998,785

以上のとおりであります。

2024年1月31日
代表取締役社長
松本 和幸

監査報告書

2023年1月1日から12月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年2月26日

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社

監査役

上村 雅史



独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

浜 松 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

何藤 智章

監査意見

当監査法人は、ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに計算書類の附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。